

## 国際シンポジウム 「アジア・中東における『伝統』・環境・公共性」

柳 澤 悠

栗 田 禎 子

寺 尾 忠 能

はじめに

- I 第1セッション「『伝統』、共同体、環境と公共性」
- II 第2セッション「アジア・中東におけるグローバリゼーション・国家・市民社会」
- III 第3セッション「アジアにおける環境政策と社会変動」

### はじめに

今日のアジアや中東の現実には、経済的利害、宗教、エスニック、政治など様々な側面で互いに異なる人々が、地域、国、さらに国を超える広域のレベルで、共同し、共生し、参加してゆくための新たな基盤を作る必要に直面していることを示している。住む地域の生態・環境の悪化は、人々が共同で地域の資源を保全的に利用できるシステムが、今日の状況のなかでどのようにして作られるかを問うている。中東やアジア各地で激化している「宗教的」対立や「人種的」な抗争は、グローバリゼーションが進行するなかで、文化、宗教、政治や利害を異にする人々がいかんして共生しうるか、そこでの生活をいかに維持・発展させてゆけるか、また、そのなかで「伝統」はいかなる役割をもちうるか、

などの様々な問いを発している。

本シンポジウム「アジア・中東における『伝統』・環境・公共性」は、これらの課題を検討するために、千葉大学・21世紀COEプログラム「持続可能な社会福祉に向けた公共研究拠点」と日本貿易振興機構アジア経済研究所とが中心になって、2006年12月15日(金)、16日(土)に、海外(韓国、台湾、インド、イラク、トルコ、エジプト)の研究者と日本国内の研究者を招聘して千葉大学にて開催したものである。

第1セッション「『伝統』、共同体、環境と公共性」は、アジアの農村地域における自然管理や利用をめぐる地域的な共同性を考察し、第2セッション「アジア・中東におけるグローバリゼーション・国家・市民社会」は、グローバリゼーションの下での、政治・宗教・経済の場における多様な人々の共存・共生の論理を追究し、第3セッション「アジアにおける環境政策と社会変動」は主として国単位の政治の場における環境と開発の関連に関する、社会集団間の合意形成のあり方を検討した。

I 第1セッション

「『伝統』, 共同体, 環境と公共性」

アジアの様々な地域で森林の減少に代表されるような地域の生態・環境の破壊や劣化が進行していることは間違いない。農村地域を含む広範な地域を巻き込む経済開発の進行や都市化の流れが、この動向に大きくかかわっていることは確かであろう。その際、都市化や経済発展の進展の結果、長い間地域の生態・環境や自然資源を共同で維持してきた村落などの地域的共同体が衰退・崩壊して、生態管理の機能を弱めたり失ったり、自然資源を節約的に利用する伝統的な知恵や工夫が消失して、アジアの生態・環境の崩落につながったという見解は有力であろう。村落などの共同体の機能の衰退や消滅は、生態・環境にとどまらず、人々の生活の安全保障となるセーフティ・ネットの消滅としても重要である。アジアの環境保全の運動が、しばしば、弱化した村落共同体の再建を重要な目標とすることは十分理解できるし、学術的にもコモンズの研究は地域的な自然資源の共同的管理の可能性についての貴重な知識を提供してきた。ハーディンの「コモンズの悲劇」論にもかかわらず、共同体の規制によって自然資源を長期に保全的に利用した日本の入会地の例のように、共同体のもとの共同的自然環境管理の経験は自然の持続的利用という点で多くの知識をもたらすことは間違いない。さらに、森林資源の保全などの全人類課題に当面して、森林資源などを地球規模の「コモンズ」として理解する視点から、その長期的保全を可能にする論理が追究されてきた。また、本シンポジウムのテー

マにみられるように、地域的な公共性の確立という点からも、村落における自然資源管理の問題は興味深い論点を提供してきた。

国際的なコモンズの研究は、例えばOstrom (1990) のように、世界各地におけるコモンズの事例の発見と分析を進めてきた。同時に、近年のアジア環境史研究の進展は、日本の入会地のような、共同体による村落周辺の自然資源の保全的な管理体制が前近代のアジアの各地であまねく存在したかについて、重要な疑問を提出し始めた。例えば、南インドの溜め池灌漑の歴史的な研究を行ったモッセの見解は、ある意味で衝撃的である。従来の主流の見解は、前近代において、溜め池灌漑は村落などの地域の共同体によって、共同の保全作業を通じて維持・管理されてきたが、19世紀のイギリス植民地支配のもとで村落社会による灌漑維持管理機能の衰退の結果として溜め池灌漑の機能の低下がみられたというものであった。これに対してモッセは、植民地化以前の溜め池灌漑は、支配階層の主導により村落支配層が村落下層民を労働力として動員するという垂直的な支配の系統を通して維持・運営されたのであって、村落による共同維持の体制はなく、村落共同体の共同作業による維持管理というディスコースは、溜め池灌漑の維持の責任を村落社会に負担させるために、この地を支配したイギリス植民地支配者が創出したものである、という [Mosse 2003]。前近代社会において村落などの力で自然・生態が保全的に利用されたという主張を疑う見解は、森林史研究などを通じて少しずつ展開されてきた [柳澤 2002]。さらに、村落による自然資源の運営・管理があった場合も、それが村民の平等な関係を通じて実現されたかどうか大いに問

題となろう。「伝統的」と考えられてきた村落による資源共同管理が、外的な力への対抗のなかで、近代・現代になって形成されたケースもあるかもしれない。

そこで、本セッションでは、アジアの各地における村落と自然管理の関係について、できるだけ実証的な史料にもとづき、歴史的な考察を加えることを通じて、地域的な共同性の新たな可能性を追究することとした。

まず、菅豊（東京大学）「日本におけるコモنزの変容——ある河川漁業の300年の歴史——」は、新潟県大川郷におけるサケ漁を共同で利用・管理する制度を、史料と現地調査の聞き取りによって300年にわたって再構成した研究である。村落によるサケ漁は古くから行われてきたが、村落が地域の河川域を独占的に利用する権利は、支配者（政府）によって認定されて正当化されなくてはならなかった。近世初期には納税の事実がその正当化の根拠となり、明治政府のもとでは「公益」と「資源保全」が正当化の根拠となった。村は、この「公益」を実現するという論理のなかで、サケ漁の収益を小学校運営の経費にするなど、村落に還元するシステムを作りだしていった。日本における伝統的なコモنزは共同体によって内在的に形成されたという通説的理解と異なって、支配者や政府という外的な圧力が、コモنزの形成や変容に重要な働きをしていることを示した。明治政府の方針は村落による資源経営に対立的であったが、政府の政策の結果は集団的な資源管理を強化する帰結をもたらすという逆説的な過程を、本報告は解明した。

韓国からの報告、李宇衍（成均館大学、韓国）「森林資源利用のための共同体管理の確立にお

ける政府の役割」は、朝鮮・韓国における森林の資源管理について歴史的な変化を追究した貴重な研究であった。李朝朝鮮は、森林地における私的所有を禁じて国家に属するとしたが、森林地は実質的に「無主空山」（オープン・アクセス）として誰もが森林資源を利用できる状態が継続し、その結果、森林資源の破壊が顕著に進んでいた。後期になると人口増大に伴って私的所有権が次第に成立してきたが、20世紀初頭に至っても「無主空山」の実態は続いていた。朝鮮を支配した日本政府は、近代的所有権を導入するとともに、私有地および国有林におけるオープン・アクセス状態を禁止しようとし、植林のためのリース制を導入した。その結果、1910年から42年の間に、朝鮮の森林はかなりの改善をみることになった。その際、植民地政府の重要な方策は、森林の保護・植林を進めるための共同体の結成であった。こうしてオープン・アクセス体制に代わって、森林資源利用は共同体によって規制される体制となり、共同財産体制の一種となったのである。無主地はほとんど消滅した。解放後はほとんどの森林地が私有地化したが、法律によってすべての村落に共同組織が設立されて森林保護や植林の義務を負うようになった。このように政府によって形成された共同体的な森林管理が、重要な働きをしたことを明らかにした。

井上真（東京大学）「入れ子構造の森林ガヴァナンスの両義性——インドネシア東カリマンタンにおける森と人との相互関係からの教訓——」は、東カリマンタンにおける開発と森林の関係を考察する。土地は、居住地域、農地、留保森林地、共同森林地に分かれ、留保森林地は全村民に所属していて、私的な目的での森林

伐採は禁止されている。村長の許可により1年契約で与えられる共同森林地の伐採の権利は、村民に限られないが、多くは地元の人に与えられる。また、別の村では、村民が木材を自由に採取できる森林地と、村長の許可を得て使用できる森林地とからなっていた。1990年代に木材会社が数千ヘクタールの土地について留保森林を破壊し、木材プランテーション化を始めたが、村民の抗議にあつて補償を支払うことになった。インドネシア政府は1999年に地方分権制度を導入した。森林と土地の再生のためのワーキング・グループも形成され、多様なステーク・ホルダー間のコンセンサスの形成や、州・県レベルの補完的行政関係の形成などの成果があつた。また、カリマンタンとマレーシア間のボーダーにおける広大なオイルパーム・プランテーションの計画は、地元の人々の伝統的な森林資源への権利を脅かす危険性をもっている。報告者は、ローカリゼーションの戦略、グローバリゼーションの戦略、さらにグローカリゼーションの戦略の必要を指摘し、そのなかで、多様なステーク・ホルダー間では、森林利用と経営への関与の程度に対応した大きさの決定権を与えるという「参加の原則」の積極的な意義を明らかにした。

近代タイにおける政府の資源保全政策の展開を、地域の人々の保全意識との関係で考察したのが、北原淳（龍谷大学）「近代タイにおける公共用地と公共資源保存の政策」であつた。タイにおいては、歴史的には自然資源は非常に豊富でオープン・アクセスの土地は豊富にあつた。地元の人であろうとなかろうと、人々は自由にそれらの未占有地を利用できたし、実際に未利用地の耕地化が進行していた。未耕作地の開墾

が次第に進み、20世紀前半に森林のある丘陵地までフロンティアが進出するようになると、タイの政府は森林保護のための法律を作りだした。1920～30年代には、政府は耕地化の進展によって共同利用地が消滅することを危惧してその調査を行ったが、その地元民や地元の役人の間ではコモンズが耕地化する動向をむしろ容認する姿勢が顕著であつた。1960年代に入って、人々もコモンズの消滅に関心を持ち始めたが、他方、人々の職業・関心は農業から次第に離れていく時期でもあつた。報告は、こうして、政府の自然資源保全の政策が地元民の保全意識の形成に先行した事実を明らかにした。

同じくタイを対象とした、重富真一（アジア経済研究所）「公共性と自明視のコミュニティ——タイ農村における共有地の形成——」は、まず、19世紀半ばのタイでは、耕作された土地は今日のタイの領域のわずか2パーセント程度で、耕地を取り巻く不耕作の土地が十分に存在したことを示す。伝統的なタイでは、村落が土地をコントロールしたり、共同体的な土地所有が広範な土地を覆っていたという事実はなかつた。未耕作地の耕地化は、1960年以降の現金作物の市場の拡大とともに進み、60年代と70年代には今までの森林地の耕地化が急速に進展した。ここに至って、人々は、木材、食料、水などの自然資源の不足・枯渇の問題に直面し始めた。ある村では、家畜の水場が不足し、人々は沼地を保全する必要を感じ始め、共同体による沼地のコントロールが次第に強化されていった。北部タイの事例では、政府が木材伐採の権利を与えて過剰伐採が始まった1980年代末に、地域のリーダーは森林を共同体的に保全する必要性を認識し、共同資源管理の体制を作っていた。

そうした共同体的な自然資源管理の体制の成立は、村落が伝統的にそうした機能をもっていたから可能になったわけではない。村落の人々が相互に周知の間柄であり共通の意識をもっていることによって、公共性の新たな規範と制度を作ることができたのである。村落による共同資源管理の体制が近年になって成立したこと、それを可能にしたのは村民相互が周知の関係にあったことである、という重要な事実を指摘した報告であった。

インドのコモンズ研究でパイオニア的な研究を発表してきた、ミノティー・チャクラヴァールティ＝カーウル (Minoti Chakravarty-Kaul) 博士は、「北インドにおける村落共同利用地・水・森林の自治 (1803~2006年) ——持続的な環境文化からの教訓——」で、インド北部における定着農耕民と移動的牧畜民との間の生態的補完関係の変容を明らかにした。19世紀初めの北インドで、定着農耕民の技術水準はまだ低く、牛の飼料の必要性からも生産の不安定性からも、耕作地と休耕地とをローテーションさせて利用した。他方、牧畜民は、乾燥地帯や丘陵地での移動・放牧が必要で、定着農耕民の休耕地を放牧に利用して、定着農耕民と牧畜民との補完的な関係を作っていた。しかし、報告は、その後、第1に耕地の拡大によって休耕地や放牧に使える土地が減少し、第2に水路灌漑の拡大は、農業生産の安定化をもたらし、休耕地への依存性を弱め、第3に指定カーストなどへの土地供与の政策は一層放牧地を減らしていったことを述べて、先にみた生態的な補完関係が崩壊してゆく過程を解明した。

チャクラヴァールティ報告が北インドを扱ったのに対して、南インドの村落共同利用地の歴

史的変容を検討したのが、柳澤悠 (千葉大学) 「南インドにおける村落共同利用地の歴史的変動」である。19世紀の南インドの農村社会では耕作地の大半を所有する少数の土地所有者たちが村落共同利用地についてもその利用の実質的な支配をしてきたが、土地なし階層など村落内の下層民の自立化に伴ってエリート村民による共同利用地支配の体制が崩壊してゆくこと、しかし下層民の村落共同利用地の占拠や零細地片の獲得は、下層民を含めた村落の全階層が参加する平等型の村落共同資源管理の前提条件をなすことを指摘した。

討論者のアミター・バーヴィスカル (Amita Baviskar) による論点整理を基礎に、これらの発表の意義や提出された論点を整理しよう。第1に、共同利用資源へのアクセスをめぐることは、「公」と「私」を二項対立的な関係として把握することはできないことを明らかにした。共同利用地の所有やアクセスに関しては、公的なものと私的なもの両方が組み合わさって存在したことが多く、相互に補完する関係もあった。南インドの共同利用資源の私的私有化が積極的な役割をもちえたことからわかるように、私的私有と国家的所有のいずれかが資源の保全的利用にとって本源的に適切な形態である、ということもいえないことが明らかとなった。

第2に、共同利用資源をめぐることで、国家と社会とは相互に影響を与えながら展開されてきたことを明らかにした。日本の漁業コモンズは、国家による正当性の授与を必要とし、地域社会はその正当性を獲得するための対応の過程でコモンズの利益が共同体全体に帰するような仕組みを作っていた。植民地期の朝鮮では、政府が主導して、森林の保全のための村落共同体に

よる規制制度を作りあげた。他方、前述のように、イギリス支配下のインドでは、溜め池灌漑を維持するための負担を村落に転嫁するために「溜め池は村落の共同労働によって維持されてきた」というディスコースを作りあげたが、それは後に、「共同体の共同資産としての溜め池」という観念を村民自身が形成することと結びついていった。

第3に、地域的時代的な差異の存在を明らかにした。そのなかで特に重要なことは、近世初期から村落による入会地の規制が存在した日本の場合と異なって、朝鮮やタイの事例のように、20世紀の初めに至るまで地域共同体による共同利用資源の使用の規制が存在しなかった社会が広範に存在したことと、村落による資源利用規制はむしろ20世紀に入って、タイの場合は1960年代に初めて生成したことを明らかにしたことである。独立国の地位を維持したタイの政府は早期から森林資源の保全政策を開始し、対照的に植民地下のインドでは森林資源が政府の主導のもとで開発・使用された。植民地支配政府の対応も、朝鮮ではインドの場合と異なって森林の保全・育成を目指した。また、時代によっても変化した。例えば植民地インドでは、地元民の森林からの排除という点はかわらなかったものの、政府は、当初は自然資源の使用・開発の拡大に努めたが、次第に保全を重視する政策に転換した。

第4に、村落共同体のあり方、特にそのなかの階級やジェンダーによる不平等と共同利用資源との関係も重要な論点であった。タイでは、1960年代から顕著になった共同利用資源の枯渇の進行が村落による共同資源使用の規制の形成をもたらすという、共同体のダイナミックな変

化を引き起こし、南インドでは両極化した共同体内の階層構造の変動と共同利用資源のシステムの関係が問題となった。東カリマンタンの事例などの場合、国際資本の外からの浸透によって受益する地域の階層や村落内のヒエラルキー的階層関係が、村落共同資源利用システムといかなる関係があるか、広く考察する必要があることが提起された。

第5に、地域住民の参加による共同利用資源管理の計画において、共同資源に依存する貧困層が決定過程への参加を実現することの難しさや、その際の共同体内の平等性の確立の重要性が議論された。

この他、村落社会がルースな構造の社会では国家による資源管理・保全が先行するのではないか、などの意見や、近年の農村から都市への村民の流出や村民の脱農傾向が共同資源利用にどのように影響するか、管理主体としての村落社会にこだわる必要があるか、などの論点も提出された。また、これらの歴史的考察の多くは植民地支配者によって作成された史料に依拠している事情に鑑みて、慎重な史料批判を行うことの重要性も確認された。

以上のように、本セッションで明らかとなった点や提起された議論には、従来のコモンズ研究に新たな地平を開く重要な論点が多数含まれていたといつてよいだろう。

## Ⅱ 第2セッション

### 「アジア・中東におけるグローバリゼーション・国家・市民社会」

本セッションでは、「伝統」や「公共性」の問題を、特にいわゆるグローバリゼーションの

もとでの中東の政治的・社会的変動の分析を通じて考察することが試みられた。

冷戦終結以降、「グローバリゼーション」や「市場原理の貫徹」のかけ声のもとに先進資本主義諸国によって押し進められてきた新自由主義的政策は、世界の諸地域の民衆の生活に大きな影響を与えているが、事態は中東でも同様であり、また中東の場合には、先進資本主義諸国による圧力が、経済面にとどまらず、(湾岸戦争、そしてアフガン戦争やイラク戦争の過程で鮮明になったように) 軍事的・政治的な面にさえ及んでいるという深刻な状況がある。他方、こうした状況に対抗する中東内部からの動きとして、マスコミ等ではいわゆる「イスラーム主義」的な運動が注目を集めてはいるが、一見「伝統」的価値観に訴えかけるこうした運動が実際にはどのような政治的・社会的背景をもつものなのか、またこのような運動が本当に中東社会の民主的発展につながるのかどうかをめぐっては、議論も多い。第2セッションに提出された諸ペーパーは、このような状況を受けて、どうすれば中東の民衆が(1)新自由主義的「グローバリゼーション」の破壊的作用に抗すると同時に、(2)安易に「伝統」に逃避するのでもない、(3)新たな「公共性」を構築していくことができるかを、それぞれの視角から模索するものとなっていた。第1セッションとの比較でいえば、第1セッションがコモンズの問題に焦点を合わせ、主として村落社会を分析の対象としていたのに対し、近現代の中東の政治変動をトータルに捉えようとする第2セッションにおいては、都市も分析の対象とされた点が異なっている(ただし、後述のように、都市を扱った報告においても、都市と農村の間のダイナミズムに対しては常に注

意が払われていた)。また、現代の中東における社会発展の道筋や民主主義の展望を考える際には、1960~70年代のアラブ諸国に成立した「社会主義」体制をどう評価するかが重要であるため、このセッションにおいては「アラブ社会主義」、あるいはかつてのトルコにおけるエタリズムへの言及が多くみられた点も特徴であろう。

以下に、各報告の内容を簡単に紹介する。加藤博(一橋大学)「エジプトの村は『共同体』か?」は、中東における「共同体」や「伝統」の問題を、報告者が長年研究対象としてきた近代エジプトの農村を事例に問い直そうとするものであった。戦後日本の社会科学が、「伝統社会」を分析しようとする際に圧倒的に農業を重視し、また農村における「共同体」の解体をもって近代化の重要な指標としてきたのに対し、近代エジプトの農村社会の変容に関する報告者の歴史的分析の過程で明らかになったのは、エジプト農村が一貫して商業ネットワークのなかにあったこと、また一見「伝統的」、「共同体的」な制度が実は近代の国家権力によって作られてきたことであった。報告の後半では、報告者が近年エジプトのCAPMAS(中央動員・統計局)と共同で進めている社会学的調査の成果に依拠する形で、現代の農村社会における「アイラ」(大家族)が、「伝統的」血縁集団であるにとどまらず、いかに個々人の経済的・社会的戦略として機能しているかが指摘された。

つづくムハンマド・アブデル・アール(Mohamed Abdel Aal, カイロ大学)「エジプト農民とグローバリゼーション」は、加藤報告と同じエジプト農村社会を、今度は20世紀の政治史的文脈のなかに位置づけ直し、1952年の革命後

のナセル体制下における土地改革、70年代以降の産油諸国への出稼ぎ、そして近年の「グローバリゼーション」のもとでのIMF・世界銀行主導の「構造調整」政策が、農民の生活にどのような影響を与えたかを検討するものであった。エジプト農民は土地改革によって初めて人間らしい暮らしを保障され、「市民」になった、という基本的認識が示され、現在進められている「構造調整」政策の農業分野への適用、特に「小作法」の改悪が、いかに小作農の状況を再び不安定化させているかが明らかにされた。

「グローバリゼーション」のもとで現在のエジプトが直面している危機の構造は、長沢栄治（東京大学）「門戸開放政策以降のエジプトの『軟らかい』権威主義体制下における都市の社会不安と社会運動」において、さらに全面的に検討されることになる。長沢報告では、現在、世界の諸地域で「グローバリゼーション」の弊害として指摘されている現象はエジプトの場合、1970年代の「門戸開放政策」のもとで既に観察され始めていたことが指摘される。また、エジプト（ひいては中東）の場合の特徴は、経済的自由化、「門戸開放政策」にもかかわらず、ナセル期に形成された国家＝社会関係が基本的にそのまま温存されたこと——むしろ権威主義的国家が現在では「残忍だが弱い」国家、無責任な「軟らかい国家」として、グローバル資本主義の要求を国民に押しつけるエージェント的役割（「超伝導国家」）を果たしているという現象にあること——が強調される。経済的自由化が政治的自由化を意味せず、民主化を求める運動が過酷に弾圧されるこのような構図のなかで、社会不安が増大し、民衆が閉塞状況に陥っていく（そのなかで「イスラーム主義」的政治運動の

成長という現象も生じる）過程が分析されるが、報告後半では、近年エジプト社会に、特に2000年以降のパレスチナの第2次インティファダとの連帯運動を契機に、新しい民主化運動の芽が生じていることも紹介された。

エジプトに関する報告が3本続いたあと、アーイシェ・ブーラ（Ayşe Buğra, ボアジチ大学）「貧困と市民権——トルコの事例研究——」では、現代トルコにおける社会保障政策を手がかりに、「グローバリゼーション」が民衆の生活にもたらす変化と、そのなかで国家が果たすべき役割について考察が加えられた。従来のトルコ共和国における社会保障政策はコーポラティズムの原則によっていたが、それは公務員等の一部の社会集団のみを対象とし、それ以外の国民を排除する性格のものであり、国民の大多数の社会保障は家族等のインフォーマルな場において補完されてきた。だが、「グローバリゼーション」のもとでの市場化の波は、一方ではコーポラティズム的政策の前提であった公共部門を脅かし、他方で従来のインフォーマルな相互扶助の前提となっていた社会・経済構造（都市在住者の生活をも背後で支えていた農村部における小土地所有や、農村出身者の都市における新居住区「ゲジェコンドゥ」が果たしていた社会的機能等）をも解体しつつある。「グローバリゼーション」のもとでの「新しい貧困」ともいえるべき現象が生じつつあるが、これに対応するために「正義・開発党」（AKP）率いる現政権が導入し始めた諸措置には、従来のコーポラティズム的政策の限界を超える、より包括的な社会保障政策の萌芽がみられるという。報告者は、一部のグループではなく誰もが「市民」として享受できる社会保障、慈善としてではなく「権利」



として要求できる社会保障の確立の重要性を強調した。

セッション最後の報告となったファーリフ・アブドゥル・ジャッバール (Faleh A. Jabar, イラク戦略研究所)「紛争後のイラクにおける市民社会の勃興と展望」は、フセイン体制崩壊後のイラクにおける民主化と安定の展望を、「市民社会」概念を手がかりに分析しようとするものであった。報告者によれば、イラクにおける市民社会は近代国家の成立とともに誕生し、イギリス委任統治体制、そして王政下では一定の発展がみられたが、1958年以降2003年まで続いた権威主義的・全体主義的軍事政権(特にバアス党政権)のもとで壊滅的打撃を被った。労働運動等は自律性を失い、公務員等を中心に拡大した中間層も、むしろバアス党の最大の支持基盤と化していった。市民社会の弱体化は、逆に、家族、部族、宗派等の伝統的あるいは原初的な社会的ネットワークの影響力の増大をもたらし、これがアメリカ占領後のイラクにおけるアイデンティティー・ポリティクスの台頭の背景となっている。報告者は、今後のイラクにおいて市民社会を再構築していくためには、市場経済の確立、三権分立や民主的諸自由の保証、自立したメディアやNGOの活動が重要であると強調した。

討論のなかでは、前述の、(1)農村と都市の間のダイナミズムの問題、また(2)「社会主義」やエタティズムの経験をどう評価するかという問題に加えて、(3)「市民社会」や「中間層」の定義や位置づけ、市場経済への評価、(4)イスラームの役割をどう評価するか、等の諸点が話し合われたが、議論の過程で共通認識として浮かび上がってきたのは、「国家=社会関係」の

決定的重要性だったように思われる。第1セッションをめぐる議論のなかでも指摘されたことであるが、国家と社会が互いに規定し合う現代の世界において、「共同体」的なものや「伝統」的なものが果たす機能を考える際にも、絶えずその背後にある国家と社会の間に結び合っている関係——あるいは、より巨視的にはグローバル資本主義の「帝国」権力とローカルな国家権力、そして現地の社会との間での力のせめぎ合い——を考慮に入れ、そのコンテキストで分析を行う必要があることが痛感された。

### Ⅲ 第3セッション「アジアにおける環境政策と社会変動」

第3セッションでは、アジア経済研究所においてこれまで行ってきたアジア諸国の環境問題・環境政策に関する研究成果をふまえて<sup>(注1)</sup>、日本を含む東アジア、南アジアを事例にして、環境政策の形成過程の特徴を各国の社会変動や政治運動と関連づけて議論することを目指した。

インドの経済成長研究所のアミター・バーヴァイスカル博士による報告、「世界的都市における環境主義——インド・デリーにおける都市貧困層と生活のための闘争——」は、環境と公共性について、デリーの水質汚濁、大気汚染問題を例にとって議論した。インドにおいて、環境汚染対策が国家の名のもとに公益として正当化されているが、貧困層への影響が考慮されていない。インドのある巨大ダム建設に際して、政府は経済成長のためにそのダムが必要であると主張した。ダム建設によって移転を余儀なくされた人々は、ダムが国全体にとってよいことだとしても、なぜわれわれだけがその代償を被

らされるのかと考えた。政府が行うことが公益とみなされるのか。参加と排除という問題がダム建設において提起された。同じことが都市生活者らによる「環境主義」についてもいえる。都市では、貧しい労働者とスラム住民についてあてはまる。都市においては環境汚染の改善は確かに普遍的な公益であるが、大気、水への汚染排出削減によって労働者や貧困層が大きな不利益を被る場合がある。そういう場合でも普遍的な公益が優先されるべきなのであろうか。インドの環境NGOが最高裁判所に訴えて、デリーの大気と水質を改善させる命令を出すように求めた。インドでは、「公益訴訟」(Public Interest Litigation)と呼ばれる手続きにより、公益にかかわる事柄については市民が裁判所に対して、政府などに措置を行う命令を出すように求める訴訟を直接に起こすことが可能である。この訴えが認められて最高裁判所がデリーの水質汚濁と大気汚染の改善命令を出した結果、何千もの工場が閉鎖あるいは移転を迫られた。工場経営者とその労働者らは命令の撤回を求めたが、受け入れられなかった。公益の追求が彼らの生活基盤を奪った。汚染で健康を害した人々がいたことも事実ではあるが、環境汚染の改善という公益の追求がある特定の貧困層の生存基盤を奪うことによって達成されるべきものなのだろうか。行政によるモニタリングと排出規制による対策ではなく、どうして司法がまず介入してきたのか。こうした動きの背景に、デリーなどインドの大都市における中間層の発達がある。都市部の中間層は、1990年代の経済自由化、民営化によって誕生した。環境NGOは政府、行政の改革ではなく、裁判所による命令という、独断的で拘束的な手段を追求した。彼らは公益を

代表すると主張して、民主的なプロセスをとらずに安易に司法的な近道を使った。デリーの事例は、環境政策における公共性のあり方の再検討が求められていることを示している。

何明修 (Ming-sho Ho, 南華大学)「台湾の民主化過程における環境運動, 1980~2004——政治的機会構造論の視角から——」は、台湾の環境保護運動の過程で個々のアクターが激変する政治環境のなかでどのように行動したのか、環境保護運動が台湾の民主化の過程に対してどのような影響を与えたのかを明らかにすることを試みた。報告の主な内容は、(1)1980年代、環境保護運動と反公害運動と同時に発生し、国民党政権へ反対する政治運動との関係が生じた。(2)経済発展を政府が奨励したものであったため、反公害運動は容易に政治化した。(3)政治的民主化の過程で環境運動が盛んになったため、政治運動の影響を強く受けた、といったものであった。以上のような内容を政治的機会構造論 (Political Opportunity Structure: POS論) の枠組みを用いて分析した。POS論は、(1)State autonomyの政策、(2)抗議活動に対する政府の対応、(3)政策チャンネル、(4)政治的同盟、の4つの次元によって構成され、その枠組みを用いて、環境汚染に対する抗議活動がなぜ国家権力と対峙せざるをえなかったか、またそうした抗議活動がいかにして環境保護運動へと展開していったかを説明した。台湾の環境主義は決して受動的なものではなく、政治的エリートたちの意思決定を左右する決定的に重要な要因であった。環境保護運動は、国民党の体制に挑戦していた民主進歩党の政治家たちをプロ環境保護へと突き動かした。POS論の枠組みを用いることで、台湾の環境保護運動が民主化した体制下

で支配的な地位を占めるに至ったことを示すことができた。以上のように、1980年代初めからの20年間にわたる台湾の「環境主義」を、環境の改善を求める運動が政治的な体制変動とどのように関連していたかに着目しながら分析した。

寺尾忠能（アジア経済研究所）「日本の産業政策と産業公害対策——アジア諸国へのインプリケーション——」では、高度成長期から1980年代初めにかけての日本の産業公害対策から、現在のアジア諸国へどのようなインプリケーションを導き出すことができるか、その可能性について検討した。第2次世界大戦後の日本は、産業政策に主導された「開発主義」にもとづく経済発展に成功したという意味で、政策的に誘導された後発国の急速な産業化のパターンを示しており、産業公害対策もそうした産業化の過程から強く影響を受けている。日本の産業公害対策は、直接規制と優遇措置（低利融資、税制上の優遇措置など）を組み合わせで行われたが、その過程で業界団体を通じた行政指導、政府系金融機関による融資、公害防止投資に対する特別償却による大幅な法人税減税など、産業化を促進する産業政策の制度と手段を転用して執行されたという特徴がある。産業政策の制度と手段を用いた産業公害対策は、汚染の急速な改善というめざましい成果をあげたが、その短期的な成功は環境保全のために必要な情報公開や合意形成といった社会的制度の発展をむしろ妨げて、長期的には環境政策の発達に対して負の影響を与えた可能性がある。日本と同様に急速な経済発展を達成したアジア諸国においても、産業政策の手段を用いた産業公害対策を成功させる可能性はあるが、以上のような限界に留意されるべきであろう。

大塚健司（アジア経済研究所）「中国における環境ガバナンスの改革——情報公開と公衆参加——」は、中国における公衆参加による環境政策執行のガバナンスについて論じた。まず、中国の環境ガバナンスの歴史を概観した後、新たな潮流である情報公開と公衆参加にもとづく、政策実施体制の多元化（multi-stakeholder governance）の可能性について検討した。中国では1990年以降、環境政策においてそのような公衆参加にもとづく新たなガバナンスの制度が取り入れられており、特に産業公害対策の執行過程における効率性の改善が期待される。中央政府の国家環境保護総局と世界銀行が協力して行うパイロット・プロジェクトや、中国の地元NGOと公害被害者住民の協力による汚染排出工場の監視、モニタリングを行う事例、大学の研究者と弁護士が公害被害者の訴訟を支援する活動など、「多元化」につながる動きを実際にもみることができる。しかし、こうした変化がもたらす結果は、まだ十分に明らかになっていない。政治的自由を制限し続けたまま、そのような改革が有効に機能することが可能かどうかという疑問も残る。

第3セッションでは以上4つの報告が行われ、それぞれの地域の環境政策、環境運動、環境主義は、地域の歴史的要因と社会構造、政治体制の変動、グローバル化などの要因の影響を受けていることが示された。また、それぞれの報告が描き出した課題から環境政策における公共性のあり方を再検討する必要があることが示されたといえる。

（注1） アジア経済研究所における成果の一部は Terao and Otsuka (2007)。

文献リスト

<日本語文献>

柳澤悠 2002. 「インドの環境問題の研究状況」長崎暢子編『現代南アジア1 地域研究への招待』東京大学出版会.

<英語文献>

Mosse, David 2003. *The Rule of Water: Statecraft, Ecology and Collective Action in South India*. Delhi: Oxford University Press.

Ostrom, Elinor 1990. *Governing the Commons: The Evolution of Institutions for Collective Action*. Cambridge: Cambridge University Press.

Terao, Tadayoshi and Kenji Otsuka eds. 2007. *Development of Environmental Policy in Japan and Asian Countries*. Hampshire and New York: Palgrave Macmillan.

(柳澤・千葉大学大学院人文社会科学研究科教授  
／栗田・千葉大学文学部教授／寺尾・アジア経済  
研究所新領域研究センター)